

## 「あきた食のチャンピオンシップ 2021」開催要項

### 1. 目的

品質・価格設定・デザイン等に優れ、県内外の消費者に対する高い訴求性を持つ「秋田らしい」県産食品等を表彰・PRすることにより、県内事業者の商品開発・改良に対する意欲を高め、新たな秋田の顔となるお土産品等の発掘及び創造と産業振興への寄与を目的とする。

### 2. 主催

秋田県（事業運営 委託先：株式会社秋田県物産振興会）

### 3. 募集内容

- (1) 応募資格 秋田県内に事業所を有する企業・組合・各種団体・グループ及び個人
- (2) 応募条件 販売を目的とした商品であること
- (3) 応募費用 無料
- (4) 募集部門 ①加工品部門 農林畜水産加工品  
②菓子・飲料部門 菓子類、アルコール含む飲料類

※秋田らしさを感じられる商品であり、原料の全てもしくは一部に県産食材を使用していることが望ましい。

#### (5) 募集対象

##### ①開発商品

平成31年4月1日から令和3年6月24日までに開発した商品で、次に該当しないもの。

ア 過去に開催した秋田県特産品開発コンクールまたはあきた食のチャンピオンシップに応募した商品

イ 販売を前提としない商品

##### ②改良商品

過去に秋田県特産品開発コンクールまたはあきた食のチャンピオンシップに応募したものを含め、既存商品に味や原料の変更、加工方法や容器包装等の改良をほどこしたもの。なお、単純に入数を変えたものやパッケージデザインのための改良は対象外とする。

#### (6) その他

応募点数の上限は、1事業者につき2商品とする。

### 4. 審査

#### 【一次審査】

- (1) 審査 秋田県が委嘱する審査委員により行う。
- (2) 審査基準 秋田らしさ、味・デザイン、品質、量産性、市場ニーズ等を勘案して総合的に審査する。
- (3) 審査日時 令和3年7月6日（火）午前10時～午後4時
- (4) 審査会場 秋田拠点センター アルヴェ（〒010-0002 秋田県秋田市東通仲町4-1）

※当日は、応募各社のブースにおいて審査委員への商品説明パネルを掲示し、試食提供を行う予定です。調理等を要する試食については、提供時間を指定して事業者の方に参加いただきます。

## 【最終審査】

- (1) 審査 会場内の参加を希望する一般県民による投票と一次審査の結果を合算
- (2) 審査基準 自らが秋田土産や贈り物として利用したいと思う商品であるか審査する。
- (3) 審査日時 令和3年7月10日(土)11日(日)合計300組
- (4) 審査会場 秋田市内量販店  
※社会情勢を考慮し、試食なしの投票とします。

## 5. 表彰

### (1) 表彰内容

- ①金賞(秋田県知事賞) 両部門を通して最も優れた商品1点
- ②銀賞(秋田県知事賞) 両部門から各1点 合計2点
- ③奨励賞(各協賛団体賞) 両部門から3点~5点

### (2) 表彰状授与 令和3年7月12日(月)

### (3) 表彰会場 県庁第1応接室 ほか

### (4) 受賞特典

- ①金賞受賞者は、令和3年7月15日(水)に秋田市で開催される「県産食材マッチング商談会」への出展料を免除します。(※ただし、出展ブースでの受賞商品のPRを必須とします。)
- ②県事業等による県内外への商品PRの優先紹介商品とします。
- ③県内量販店やあきた県産品プラザ、県外各地で開催される物産展等で受賞商品フェアを開催し、受賞商品のPRと販売を行います。
- ④受賞商品のリーフレット等を作成し、受賞者へ提供するとともに、様々な機会でのPRを行います。
- ⑤食のチャンピオンシップ受賞商品ロゴマークのデータを提供します。

## 6. 応募

### (1) 応募締切 令和3年6月25日(金)

### (2) 申込書の入手方法

#### ①ネットからダウンロードの場合

- ア「美の国あきたネット」観光文化スポーツ部秋田うまいもの販売課のホームページ
- イ(株)秋田県物産振興会のホームページ

#### ②FAX・E-mail・郵送で取り寄せる場合

下記まで、ご連絡ください。

### (3) 申込・問合せ先

(株)秋田県物産振興会 担当：持田

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオンB1

TEL:018-836-7830 FAX:01-836-7834 E-mail:info@a-bussan.jp

### (4) 応募にあたっての注意事項

- ①申込書提出後、別途書類の提出を求める場合があります。
- ②食品については、食品表示法など関係法令に基づき適正な表示を行うこと。なお、次の機関で出品商品の表示に対する相談ができます。なお、相談にあたっては事前に電話等での確認をお願いします。(新型コロナウイルス感染症対策のため、来庁相談ができない場合があります。)

ア 添加物、アレルギー、消費期限・賞味期限、栄養成分などの表示について

・各地域振興局福祉環境部（保健所）または秋田市保健所

イ 名称、原材料、内容量などの表示について

・秋田県生活センター（秋田市 アトリオン 7F） TEL:018-836-7806

・北部消費生活相談室（大館市 旧正札竹村ビル 1F） TEL:0186-45-1041

・南部消費生活相談室（横手市 平鹿地域振興局 1F） TEL:0182-45-6103

ウ 上記、アとイの判断しかねるもの、または食品表示全般について

・秋田県生活環境部 県民生活課 TEL:018-860-1517

③第三者の有する特許・商標権等の知的財産権を利用した商品を出品する場合、出品者において必要な許可・承諾を得ること。

エ 特許・商標権等について

・公益財団法人あきた企業活性化センター 知財総合支援窓口 TEL:018-860-5614

④受賞商品について、関係法令違反や知的財産権に関する問題が明らかになった場合、受賞を取り消すことがあります。

## 7. 搬入・搬出

### (1) 審査

①搬入 【常温品】令和3年7月5日（月）午後2時～5時

秋田拠点センターアルヴェ（〒010-0002 秋田県秋田市東通仲町 4-1）

\*あて先には「食チャン 2021 持田宛」と明記お願いします。

【冷蔵・冷凍品】令和3年7月5日（月）午前（指定）

（株）秋田県物産振興会（〒010-0002 秋田県秋田市中通 2-3-8 アトリオン B1）

\*あて先には「食チャン 2021 持田宛」と明記お願いします。

②搬出 自社ブースの装飾品等の返送については、事務局へ別途ご相談下さい。なお、搬入及び搬出にかかっ費用は応募者の負担となります。

### (2) 表彰状授与

表彰状授与の際、受賞記念写真等の撮影を行います。表彰状授与へは、必ず代表者1名の参加をいただくとともに、当日の撮影用として受賞商品をご持参くださるようお願いいたします。

## 8. その他

(1) 一次審査は試食を伴う選考となることから、試食品及び展示品を含め、適当量を出品くださるようお願いいたします。なお、出品いただいた商品の返却はいたしません。

(2) 調理及び冷凍・冷蔵保存を必要とする商品については事前にお知らせ下さい。なお、調理を要する試食提供については、応募者ご自身で調理対応いただくこととなります。

(3) 上記の場合、調理器具及び試食提供資材等は、応募者ご自身の方がご準備下さい。

(4) 受賞商品の展示・紹介・パブリシティへの掲載等の権利は、主催者と応募者が共有するものとします。